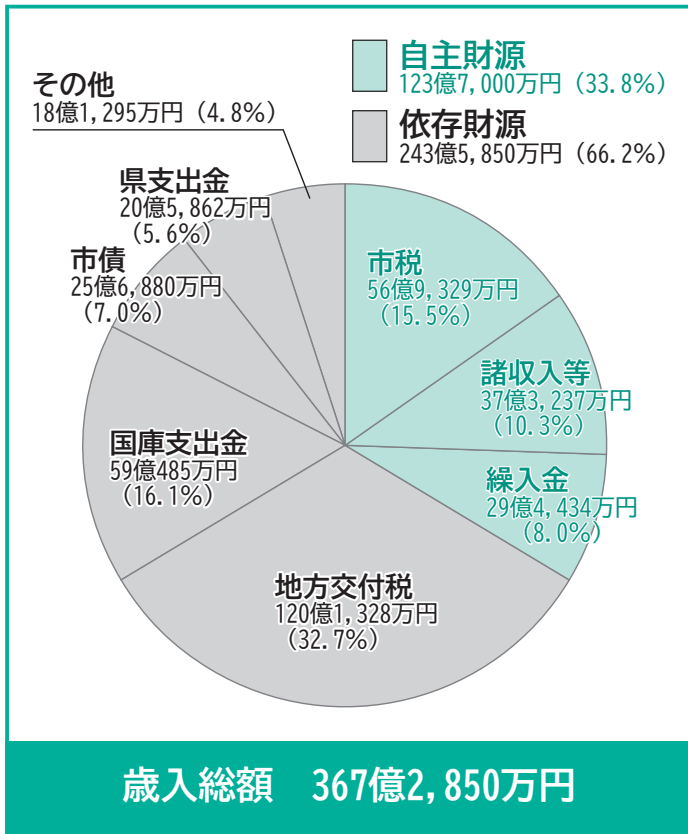


決算

令和5年度

一般会計・特別会計

【一般会計決算額】



問 市財政課財政係 (☎68-9068)

令和5年度の市の決算額は、一般会計と国民健康保険事業や介護保険事業などの特別会計を合わせて、歳入が505億9747万円、歳出が483億3421万円でした。一般会計のみの歳入は367億2850万円、歳出は347億8257万円でした。なお、このうち震災対応分は、歳入が36億9194万円、歳出が25億6688万円でした。

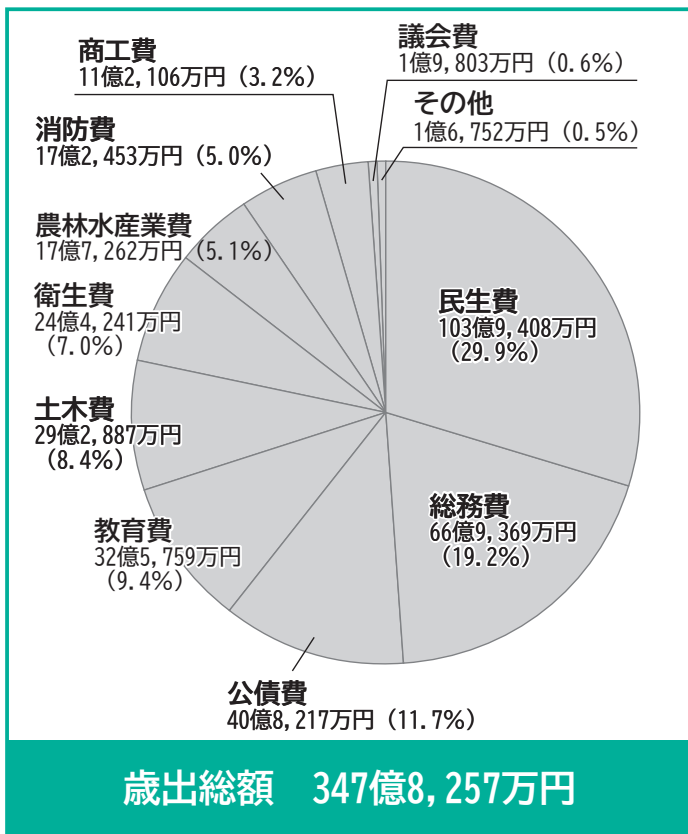
**歳出の総額は
483億3421万円**

【特別会計決算額】

	歳入	歳出
国民健康保険	57億5,171万円	57億1,165万円
国保診療施設	4億2,171万円	4億2,070万円
後期高齢者医療	6億9,909万円	6億9,716万円
介護保険	66億7,179万円	64億3,144万円
農業集落排水	4,573万円	4,015万円
漁業集落排水	2,168万円	1,793万円
浄化槽	2億279万円	1億8,542万円
魚市場	3,931万円	3,931万円
墓地	1,142万円	414万円
財産区	374万円	374万円
特別会計の合計	138億6,897万円	135億5,164万円

一般会計の合計	367億2,850万円	347億8,257万円
一般・特別会計の合計	505億9,747万円	483億3,421万円

▷歳入と歳出の差額は、令和6年度の財源として繰り越しています。



【企業会計決算額】

		収入	支出
水道事業	収益的収支	14億6,707万円	14億1,006万円
	資本的収支	2億7,080万円	7億8,173万円
下水道事業	収益的収支	14億8,973万円	13億6,775万円
	資本的収支	6億3,823万円	11億788万円

▷水道事業の資本的収支の不足分5億1,093万円は、損益勘定留保資金や積立金などで補てんしました。

▷下水道事業の資本的収支の不足分4億6,965万円は、損益勘定留保資金や積立金などで補てんしました。

※損益勘定留保資金＝収益的収支で、減価償却費など現金支出を必要としない費用

※減価償却費＝水道管や下水道管などの固定資産の取得価格を、耐用年数にわたって期間配分した費用。費用として計上する際に現金支出を伴わない

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、地方公共団体の財政の健全性を判断するための指標と健全化のための是正措置が必要となる基準を定めているほか、それらの指標の算定と公表を義務付けています。

市は、この法律に基づき、令和5年度の健全化判断比率および公営企業の資金不足比率を算出しました。全ての指標で国が定める基準をクリアしていますが、今後も、より一層財政の健全化に努めます。

■健全化判断比率

財政状況が健全かどうかを4つの角度から数値化し、基準値を定めた表です。宮古市の場合はいずれの数値も、早期健全化基準および財政再生基準を下回る結果となりました。

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
区分の内容	地方公共団体が、黒字か赤字かを判断する指標です。黒字であればゼロとなります。	地方公共団体が、水道事業などの公営事業会計を合わせて黒字か赤字かを判断する指標です。黒字であればゼロとなります。	地方公共団体の年間の収入に対する借入金の返済額の割合を表す指標です。数字が低いほど健全な財政状況といえます。	地方公共団体の将来負担しなければならぬ負債が、年間収入の何年分になるのかを表す指標です。数字が低いほど健全な財政状況といえます。
宮古市	0.0%	0.0%	10.0%	11.1%
早期健全化基準	12.59%	17.59%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	-

※早期健全化基準の数値を超えると、財政健全化のための是正措置が必要となります。また財政再生基準の数値を超えると、国関与のもと財政の再生が必要となります

■資金不足比率

資金不足は、地方公共団体の実質赤字に相当するもので、公営企業の資金の不足額が、事業規模に対してどの程度あるかを示すものです。資金不足がなければゼロとなります。

下の表のとおり、宮古市の該当事業は、すべてゼロとなっています。

法適用企業			法非適用企業		
会計名	宮古市	経営健全化基準	会計名	宮古市	経営健全化基準
水道事業	0.0%	20.0%	農業集落排水事業	0.0%	20.0%
			漁業集落排水事業	0.0%	20.0%
下水道事業	0.0%	20.0%	浄化槽事業	0.0%	20.0%
			魚市場事業	0.0%	20.0%

宮古市	普通会計等 (一般会計等)	一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率					
		一般会計等に属する特別会計					墓地事業				
	公営事業会計 (公営企業会計)	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計					国民健康保険 後期高齢者医療 介護保険				
		法適用企業					水道事業 下水道事業				
							法非適用企業	農業集落排水事業 漁業集落排水事業 浄化槽事業 魚市場事業			
	一部事務組合 宮古地区広域行政組合・岩手県市町村総合事務組合 広域連合 岩手県後期高齢者医療広域連合						資金不足比率 (会計ごとに算定)				

用語解説

- ◇一般会計＝行政目的の施策を進めるための経費を盛り込んだ会計
- ◇特別会計＝特定の事業を行うための会計
- ◇地方交付税＝市の財政力に応じて国から交付されるお金
- ◇国庫支出金＝事業に対して国から交付されるお金
- ◇市債＝市が大きな事業を行うときに借入のお金
- ◇公債費＝過去の市債の償還金と利子の合計
- ◇収益的収支＝水道や下水道料金などの収入と、人件費・物件費などの支出
- ◇資本的収支＝配水設備などの整備や改良などにかかる支出と、その財源となる収入

※ 地方公社・第三セクターについては、本市は該当がありません